

株式会社データ・マックス
特別取材班殿

御社掲載の取締役会稿本と検証記事を拝見しました。17日の検証記事に書かれている「事前に手筈が協議されていたものと考えなければ不自然である」、「吉村氏解任の謀議が行われていたと考えなければ、あまりにも不自然な発言である」という見解は、実際にそのとおりです。

山口FGの一社員、一行員として、今般稿本を送った社員に勇気をもらい、クーデターの事前画策を裏付ける文書を御社に送付します。こうした文書については、既に昨年11月に週刊ダイヤモンドが入手したとして報じていますが、私が送付するのは、6月25日開催の株主総会当日の「臨時取締役会の議事進行要領」です。

これを読んでいただければ、一目瞭然ですが、吉村氏の代表取締役会長を承認しないための段取りが記載されています。その口火を切る役回りは、「**このタイミングで、間髪入れずに提案**」（佃氏が会長と社長選任の採決を一括でなく、分けて行うよう求める提案）とわざわざ吹き出しで文言が挿入されていますように、事前に佃社外取締役と決まっていたことがわかります。佃氏が稿本に記載されているように、口火を切って吉村氏に対して慇懃無礼な態度で国政社外取締役、福田取締役とともに、会長非選任の議事を進めたことも、事前の示し合わせとおりと言えます。そもそも社外取締役が、事前に社内取締役の福田、椋梨両取締役と示し合わせて、シナリオを了解すること自体、独立性を旨とする社外取締役として由々しきことであり、社外取締役としての資質を根本的に欠いています。

また、稿本には、椋梨取締役がCEOとCOOの両方を務めたいと提案していますが、それもこの要領とおりの発言です。要領を作成した福田取締役の意図通りに発言しており、椋梨氏は、当社の代表取締役にもかかわらず、福田取締役の傀儡のように思えてしまいます。総会当日の記者会見で、なぜか福田取締役が椋梨代表取締役の横に座り、その場を實質しきって、にらみを利かせていた理由が、今となってはわかります。その後の経営幹部人事をみても、当社は実質福田取締役体制です。実際、社内は福田氏とその子飼いによる警察国家の様相を呈しています。

私はこの要領をみたときに啞然としましたが、当時、相次ぐ粛清の恐怖の前におののき、一社員、一行員としてはとても声を挙げるできませんでした。ただ、今となっては、当時これを公にする勇気がなかった自分を情けなく思います。本人の辞任で終わった吉村追放劇について釈然としないまま一年がたってしまいましたが、今般稿本の中身を知り、今回

の追放劇は、事前に周到に準備されたクーデターであると改めて確信しました。そして、総会当日の椋梨、福田両取締役の記者会見やその後の対外的な物言いは虚偽であり、また追放は、最初の調査報告書が出た7月末より前、すなわち6月の総会以前から既定路線としてクーデター側が計画していたものであり、この点調査報告書は吉村追放の正当性、客観性を取り繕うためのものにすぎなかったことが判明したと言えます。

当社の社員、行員も、私同様、誰しも釈然としないまま、蚊帳の外に置かれたまま、事が終わり、時が過ぎ去ったというのが正直なところのほうです。そして、一年経って、こうして吉村追放劇の内幕が明らかになったにもかかわらず、当社の経営陣や取締役が、株主、顧客そして広く世間に対し、透明性ある説明あるいは抗弁を一切しないことは、当社社員として恥ずかしい限りです。稿本送付社員の告発文にあるとおり、当社の取締役会は、まさにウクライナ侵攻を正当化し、連邦保安庁（FSB）主導で偽旗作戦を繰り返し、ウクライナ占領地域のロシア化（当社のFSBのトップである福田体制化）を進めるロシア政府と同じです。

昨日（18日）、当社は、御社の報道を受けて、調査報告に関する御社の記事に事実誤認があるとのニュースリリースを出していますが、今回御社が新たに指摘されたことは、取締役会メンバー、特に一部の社外取締役の取締役としての資質と品格の問題と事前に計画された取締役会の恣意的な運営（茶番劇）です。にもかかわらず当社がこれに対しては全く答えず、相変わらず調査報告の事実誤認指摘を繰り返していることには、もはや開いた口が塞がりません。リリースに記載されている2名の担当者の思いもきっと私と同じと思います。不毛とわかりながら上司から中身が全く薄っぺらなこのリリースを出すよう命じられたはずです。このようにクーデター以降、依然としてロシア政府のように隠蔽操作・印象操作体質を世間にさらけ出していることは、時代錯誤も甚だしく、株主、顧客、地域に対して恥ずかしい限りです。厚顔無恥としかいいようがありません。

なお、この要領の最後には、この事前シナリオについて西村あさひ法律事務所に求めた見解が述べられており、法律家も交えて周到に準備していたことがわかります。見解では、常識的には開くべき指名委員会について、「**定時株主総会直前での指名委員会での意見集約は、かえって作爲的（陰謀）のように受け取られる懸念が生じ、この時期に指名委員会で意見集約結果を修正することは得策ではない**」と述べています。「**得策ではない**」と言っていること自体、株主を出し抜いて会長非選任とするための方策の指南を事前に法律家に仰ぎ、これに西村あさひ側も積極的に答えているものと言えます。もはや、法律家も法的解釈にとどまらず、商売と割り切って、シナリオ通りに事を進めるクーデター側をサポートしているとしかえません。法律家としての倫理観もどこかへ吹き飛んでしまっているように思います。

また、見解の最後では、「**取締役の個々の判断に基づいて、賛成・反対を問うことが適当で**

ある」と述べていますが、事前シナリオがありながら、個々の判断だったことにした方がいいというのも、もはや法律解釈や法的妥当性の検討の枠を超えて、株主対策、マスコミ対策の指南をしているとしか思えません。実際、総会当日の記者会見では、西村あさひの見解とおり、福田取締役が「あらかじめ準備されていたわけではない。(取締役)一人一人が高い見識の下、健全な、適切な判断をした」と述べています。この説明が全くの嘘であり、事前のシナリオ通りに実際に議事進行していたことは、稿本を読むと、明白にわかります。もはや手遅れですが、一年経って、総会当日の取締役会の脚本も演出も監督も全て福田取締役が西村あさひと二人三脚で裏で担っていたということが判明したと思います。

最後に、当時、金融当局（中国財務局長や地銀担当課長）も議事進行要領の中身など事前の画策を知っていた、と当社の一部幹部が話していたのを仄聞しました。であれば、なぜ金融当局は、株主軽視や社外取締役の善管注意義務、指名委員会非開催や取締役会運営のガバナンスに関して疑義を当社に問わなかったのか、正直不可解です。独立社外取締役がけん制を効かせるどころか、クーデター側に積極的に加担するなど、これだけ不当な追放劇が行われていながら、当初より金融当局がクーデター側の動きを了解し、静観していたとすれば、会社法、銀行法を担う金融当局の監督姿勢、行政姿勢そのものが問われます。実際に、クーデター側は、裏で当局のお墨付きをもらったからこそ、クーデターをここまで強引に進めることができたのかもしれない。

2022年5月19日
山口 FG 行員

<p>吉村取締役 (議長)</p>	<p>※ 社長空席につき、議長を務めることを宣言し、臨時取締役会開催にあたっての所定の確認を行った後</p> <p>それでは、臨時取締役会を開催いたします。欠席者はありません。</p> <p>まず、「代表取締役、取締役会長、取締役社長選定の件」を上程します。</p> <p>本議案は、定款第23条および取締役会規則第12条第1項4号(2)(3)により、代表取締役、取締役会長、取締役社長を選定するものでございます。</p> <p>議長としては、代表取締役会長に吉村猛を、代表取締役社長に椋梨敬介氏を選定することでお諮りしたいと考えますが、いかがでしょうか。★</p> <p>ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">このタイミングで、尚早入れずに投票</div>
<p>佃取締役</p>	<p>(挙手) 議長。</p> <p>本件については、2名を選定することになりますので、それぞれに採決をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">留意事項：万一、タイミングを逸したら、福田取締役より提案 佃取締役がその提案をフォロー</p> <p>【 個別採決に異論が出た場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別採決が基本であり、基本に沿って採決すべきを主張 ○ 個別採決の実施が紛糾すれば、個別採決の是非を問うことを提案 ○ それでも紛糾すれば、議長交代を提案 → 福田取締役が立候補
<p>吉村取締役 (議長)</p>	<p>それでは、佃取締役よりご提案を頂きましたので、それぞれにお諮りしたいと思います。</p> <p>まず、代表取締役会長に吉村猛氏を選定することに、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成の人数を数えて)</p> <p style="text-align: center;">留意事項：賛成の過半数未達を確認したら、急押し等することなく、淡々と議事を進行して、否決を宣言する。</p> <p>賛成の方、0人でございますので、出席取締役の過半数に満たないことから、本件は否決となりました。</p> <p>つづきまして、代表取締役社長に椋梨敬介を選定することに、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成の人数を数えて)</p> <p>賛成の方、0人でございますので、本件は可決となりました。</p>

<p>棕梨取締役 (議長)</p>	<p>それでは、私が代表取締役社長ということで、ご承認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>では、ここからの議案につきましては、取締役会規則第8条第1項により、私が議長として審議を進めますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、第1号議案では、5月の公表内容と異なる決議結果となりましたので、即日、修正の公表を行うとともに、本日、記者会見を開催し、今回の結論に至った経緯等を説明させていただこうと思います。</p>
	<p>辞任申出があった場合 / 棕梨社長の対応</p> <p>○ 「辞任を検討する」という発言の場合、曖昧な発言では対処できないことから、吉村会長への確認により、辞任申出か否かを明確にする。</p> <p>○ 辞任申出が明示された場合、以下の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 口頭による正式な辞任届か。(吉村氏への質問) ✓ 本日、この時点をもっての辞任の届出か。(吉村氏への質問、時期の確認) ✓ 受理することについて、何か意見はあるか。(全取締役への確認) ✓ 辞任届を受理し、辞任したことの宣言。
<p>棕梨取締役 (議長)</p>	<p>次に、第34号議案、「チーフオフィサー選定の件」を上程します。</p> <p>本議案については、私より、ご説明させていただきます。</p> <p>では、資料「山口フィナンシャルグループおよびグループ内銀行の役員体制の件」の2頁をご覧ください。</p> <p>第1号議案の決議により、代表取締役会長が空席となりましたので、資料とは異なりますが、私、代表取締役社長の棕梨敬介をグループCEO兼グループCOOとすることで、お諮りしたいと思います。</p> <p>なお、ユニットCOO、グループCSO、グループCIOにつきましては、組織改編を再検討することとしましたので、本日の取締役会では指名を見送り、一旦、空席とさせていただきたいと思います。</p> <p>本件について、ご異議はございませんか。</p> <p>なければ、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手を確認して)</p> <p>ありがとうございました。本件は可決されました。</p>

<p>棕梨取締役 (議長)</p>	<p>第35号議案「当社グループ内銀行の取締役および執行役員にかかる委嘱、管掌の件」</p> <p>なお、吉中常務執行役員につきましては、5月の取締役会にて常務への昇格を決議頂いておりますが、執行役員就任から1年で、まだ具体的な成果、実績も確認できていないことから、今回は昇格を見送り、5月の取締役会での決議に対して、修正決議を頂きたく、お諮りしたいと思います。</p> <p>本件については、委嘱、管掌とあわせ、吉中執行役員の常務昇格見送りの修正決議もあわせてお諮りしたいと思います。</p>
-----------------------	---

<p>棕梨取締役 (議長)</p>	<p>次に、第2号議案「取締役の順位の件」を上程します。</p> <p>本議案は、私より説明させていただきます。</p> <p>これは、定款第16条および取締役会規則第8条第1項に基づき、取締役社長に事故あるときの代行として、他の取締役の順位を定めるもので、第1順位を吉村取締役とさせていただきます。</p> <p>本件について、ご異議はございませんか。</p> <p>なければ、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手を確認して)</p> <p>ありがとうございました。本件は可決されました。</p>
-----------------------	---

ご参考 / 西村あさひ法律事務所 見解

- 定時株主総会後の臨時取締役会においては、代表取締役会長、代表取締役社長を新たに選定することとなるが、それぞれに出席取締役の過半数(6名)の賛成をもって可決されることから、賛成が過半数に満たなければ、自動的に否決となる。
- したがって、代表取締役会長、代表取締役社長のそれぞれに採決をとり、代表取締役会長の賛成が過半数(6名)に満たないことをもって否決することができる。
- 指名委員会については、諮問機関である(決議機関でない)ことから、取締役の任期が1年であることに照らし、その意義は薄れてしまい、定時株主総会直前での指名委員会での意見集約は、かえって作為的(陰謀)のように受け取られる懸念が生じ、この時期に指名委員会で意見集約結果を修正することは得策ではない。
- したがって、定時株主総会後の臨時取締役会においては、新たに選任された取締役の個々の判断に基づいて、賛成・反対を問うことが適当である。

以上